

法人住民税・法人事業税の税率の改正について

1 趣旨

平成26年度税制改正において地方税法が改正され、法人住民税については、一部国税化により法人税割の税率が引き下げられ、法人事業税については、地方法人特別税の一部復元により所得割・収入割の税率が引き上げられました。

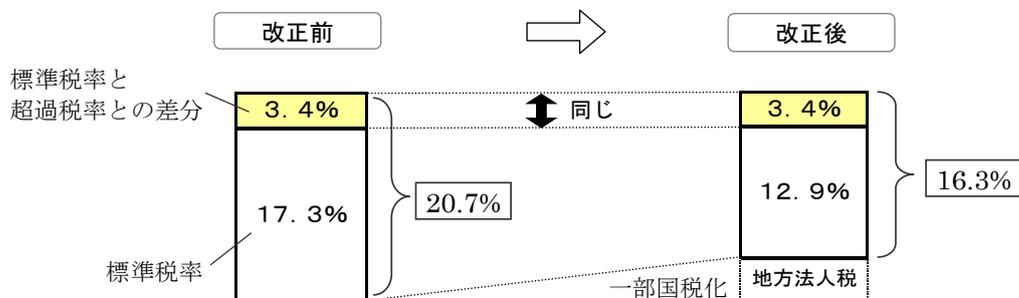
東京都は、この地方税法の改正を踏まえつつ、現行の超過課税の規模を変更しない（現行の標準税率と超過税率の差分をそのまま、税制改正後の標準税率に加算する）こととし、法人事業税（所得割・収入割）・法人住民税法人税割の税率を改めることといたしました。

本改正を盛り込んだ東京都都税条例の一部を改正する条例（平成26年東京都条例第101号）は、平成26年都議会第二回定例会において可決され（平成26年7月2日公布）、改正後の税率は平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。

【イメージ図】

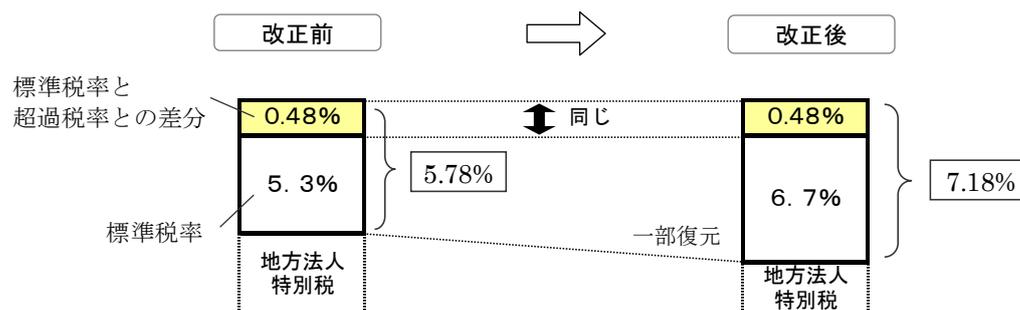
法人住民税法人税割

（例）23区内に事務所等がある場合



法人事業税

（例）外形標準課税対象外の法人・軽減税率不適用の場合
年所得のうち800万円を超える所得に係る税率



2 改正内容

【法人住民税法人税割】（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

区分	改正前 平成26年9月30日以前に開始する 事業年度		改正後 平成26年10月1日以後に開始する 事業年度	
	不均一課税適用 法人の税率 [標準税率]	超過税率	不均一課税適用 法人の税率 [標準税率]	超過税率
23区内に事務所等 がある場合	17.3% (道府県民税相当分 5.0%+市町村民税 相当分12.3%)	20.7% (道府県民税相当分 6.0%+市町村民税 相当分14.7%)	12.9% (道府県民税相当分 3.2%+市町村民税 相当分9.7%)	16.3% (道府県民税相当分 4.2%+市町村民税 相当分12.1%)
市町村に事務所等 がある場合	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%

※東京都では超過課税(超過税率を適用)を実施していますが、あわせて、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下の法人に対しては、標準税率で課税する不均一課税を行っています。

【法人事業税】（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

区分	法人の種類	所得等の区分	改正前 平成20年10月1日から 平成26年9月30日まで に開始する事業年度		改正後 平成26年10月1日以後 に開始する事業年度		
			不均一課税 適用法人の 税率(%) [標準税率]	超過税率 (%)	不均一課税 適用法人の 税率(%) [標準税率]	超過税率 (%)	
所得課税	普通法人、公益法人等、人格のない社団や財団など	所得割	年 400 万円以下の所得	2.7	2.95	3.4	3.65
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	4	4.365	5.1	5.465
			年 800 万円を超える所得 又は軽減税率不適用法人	5.3	5.78	6.7	7.18
	特別法人 〔農業協同組合、信用金庫、医療法人など〕	所得割	年 400 万円以下の所得	2.7	2.95	3.4	3.65
			年 400 万円を超える所得 又は軽減税率不適用法人	3.6	3.93	4.6	4.93
収入金額課税	電気・ガス供給業、又は保険業を行う法人	収入割	0.7	0.765	0.9	0.965	
外形標準課税	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割	年 400 万円以下の所得	—	1.69	—	2.39
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	—	2.475	—	3.475
			年 800 万円を超える所得 又は軽減税率不適用法人	—	3.26	—	4.66
		付加価値割	—	0.504	—	変更なし	
		資本割	—	0.21	—	変更なし	

※東京都では超過課税(超過税率を適用)を実施していますが、あわせて、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、年所得が2,500万円(年収入金額が2億円)以下の普通法人(収入金額課税法人)又は年所得が2,500万円以下の特別法人等に対しては、標準税率で課税する不均一課税を行っています。

※軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

※外形標準課税のうち、付加価値割及び資本割については、税率の変更はありません。